

第12回国連犯罪防止・刑事司法会議（コングレス） サルバドール宣言の概要

- 効果的で、公正で、人道的な刑事司法制度の基礎は、司法行政における人権擁護及び犯罪防止に取り組む姿勢にあると表明。
- 各国が、効果的で、公正で、責任ある、人道的な犯罪防止・刑事司法の制度を維持し、必要に応じて更新する責務を負うことを表明。
- 各国が、犯罪防止・刑事司法における国連基準規則の価値と影響を認識し、国内で政策等を策定し、実施する際の原則として活用するよう努めることを表明。
- 国際協力と技術支援が、刑事司法制度を強化し、法の支配を促進するなど、犯罪の防止等に関し、持続可能な成果をもたらすことを表明。
- 国際組織犯罪が進化し、違法にネットワーク化するなど、危険性が高まっていることを認識。
- 情報通信技術の発展とインターネットの利用拡大が犯罪を助長していることを認識。

上記のほか、以下の諸点につき、効果的な措置の検討・実施に言及。

- ・ マネーロンダリング
- ・ 児童、少年への配慮
- ・ 不法移民、人身取引
- ・ サイバー犯罪
- ・ 法の支配を担う公務員に対する適切な訓練
- ・ 受刑者等処遇 等

(仮訳)

**グローバルな課題に向けた包括的戦略に関するサルバドール宣言：
変化する世界の中の犯罪防止及び刑事司法制度並びにそれらの発展**

我々、国連加盟国は、

犯罪を防止し、訴追し、処罰し、正義を追及するため、協力の精神の下に、より効果的な協調的行動をとるべく、2010年4月12日から19日まで、ブラジルのサルバドールにおいて、第12回国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）に参集し、

過去11回にわたるコングレスの成果、第12回コングレス地域準備会合の結論及び勧告、並びに犯罪防止刑事司法委員会(コミッション)により設置された関連作業部会による文書を想起し、

犯罪防止並びに刑事司法を含む司法の運営及び司法へのアクセスにおいて人権と基本的自由を尊重し保護する必要性を再確認し、

犯罪防止及び刑事司法制度が法の支配に対して果たす中心的役割並びに長期に持続可能な経済的、社会的発展と、機能的、効率的、効果的かつ人道的な刑事司法制度の確立とが相互に良い影響を及ぼすことを認識し、

新たに出現した形態の国際犯罪の台頭を憂慮をもって留意し、

組織犯罪が、人権、法の支配、セキュリティ及び開発に対して与える負の影響について、組織犯罪の巧妙性、多様性、国際性の側面及び他の犯罪との結びつき、一部のケースにおいてはテロリストの活動とのつながりについてと同様、大いに憂慮し、

特に技術援助の提供を通じて各国の能力を強化することにより、犯罪を効果的に防止、訴追及び処罰するための国際的、地域的及び小地域的協力の必要性を強調し、

移民、移民労働者及びその家族や脆弱な状況にある他の集団に対する犯罪行動、特に差別や不寛容に基づくそうした行動をも大いに憂慮し、

次のとおり宣言する。

1. 我々は、効果的、公正かつ人道的な刑事司法が、司法の運営及び犯罪防止における人権の保護を支えるとのコミットメントに基づくものと認識する。

2. 我々はまた、効果的で公正であり、説明責任のある、人道的な犯罪防止及び刑事司法制度を、必要に応じて更新し、維持していくことが加盟国の責務であると認識する。

3. 我々は、犯罪防止及び刑事司法における国連基準・準則の価値と影響を確認し、それらを、我々の国内の犯罪防止及び刑事司法政策、法令、手続及びプログラムを策定し実施する基本理念として活用することに努める。

4. 我々は、犯罪防止及び刑事司法における国連基準・準則の普遍性に留意し、コミッションに対し、その再検討、必要であればその更新と補完を招請する。それを効果的なものとするため、我々は、国連基準・準

則の幅広い適用の促進とその国内適用に責任を有する関係機関の意識向上のために適切に努力することを勧告する。

5. 我々は、犯罪防止、司法へのアクセス、刑事司法制度による保護に関し、加盟国が実質的なジェンダー平等を確保する必要性を確認する。

6. 我々は、あらゆる異なる形態で世界的に現れる女性に対する暴力の広がりについて深い懸念を表明し、女性に対する暴力を防止し、訴追し、処罰する努力を各国に要請する。この点において、我々は、2009年3月23日から25日の間にバンコクで開催された政府間専門家会合で策定された女性に対する暴力廃絶に関するモデル戦略及び実務的手段案を評価をもって留意し、コミッションによる検討を期待する。

7. 我々は、再被害を含む被害防止及び被害者への保護と支援提供のための適切な法令や政策の適用の重要性を認識する。

8. 我々は、国際協力と技術援助が、犯罪の防止、訴追及び処罰において、特に刑事司法制度を構築、近代化及び強化し法の支配を促進することにより、持続的で長期にわたる成果をもたらすのに重要な役割を果たすことを考慮する。したがって、援助要請国が組織犯罪を含む社会に影響をもたらす様々な類型の犯罪を防止し抑止することが可能となるよう、統合的手法で長期的な視点を持って、刑事司法制度を構成するすべての要素について、具体的な技術援助プログラムがこれらの目的を達成するように策定されるべきである。この点において、国連薬物犯罪事務所による長年の経験と専門知識は価値ある財産である。

9. 我々は、犯罪防止及び刑事司法とテロ防止のための効果的な政策、プログラム及び訓練実現のための十分な人的・財政的リソースの配分を強く勧告する。この点において、我々は、国連薬物犯罪事務所に対し、その任務に相応のレベルのリソースを提供する深刻な必要性を強調する。犯罪

防止能力の強化のための技術援助の供与につき、我々は、加盟国及び国際的ドナー機関に対し、国連薬物犯罪事務所（地域事務所及び国別事務所を含む。）、国連の犯罪防止及び刑事司法プログラムネットワークに属する機関及び援助要請国を支援し、これらと協調することを求める。

10. 我々は、テロ防止に関する国際文書の批准と実施を促進するための技術援助の供与につき、国連薬物犯罪事務所の指導的役割を確認する。

11. 我々は、コミッションに対し、世界の犯罪と被害の傾向やパターンについて、正確で信頼でき、比較可能なデータを収集し、分析及び提供するための国連薬物犯罪事務所の能力の強化を検討することを招請する。また、加盟国に対し、かかる情報の収集と分析を支持するとともに、コミッションから求められた場合、フォーカル・ポイントの指定や情報の提供を検討するよう求める。

12. 我々は、文化財の不法取引からの保護のテーマ議論に係るコミッションの決定と2009年11月24日から26日の間にウィーンで開催されたオープンエンド政府間専門家会合の勧告を歓迎し、コミッションにおいて、特に文化財の不法取引に関する犯罪防止ガイドラインの必要性の検討を含む適切なフォローアップを実施するよう招請する。さらに、我々は、各国に対し、この種のいかなる犯罪をも防止し、訴追し、処罰する効果的な法令を発展させることを行っていない場合にその実施を求め、また、適切な場合、国際組織犯罪防止条約を含む既存の関連する国際文書に留意するよう、文化財の回復と返還を含む当該分野における国際協力と技術援助の強化を要請する。

13. 我々は、その多くが新しい又は発展しつつある、国際組織犯罪と不法なネットワークの集中がもたらす危険が増大していることを認識する。我々は、進化しつつある国際的な犯罪の脅威に立ち向かうため、加盟国が情報共有を求めて協力することを求める。

14. 我々は、環境に顕著な影響を与える犯罪形態の出現がもたらす課題を確認する。我々は、加盟国に対し、この分野の国内犯罪防止及び刑事司法法令、政策、運用の強化を慫慂する。また、我々は、加盟国に対し、この分野の国際協力や技術援助、ベスト・プラクティスの共有を拡大することを招請する。我々は、コミッションに対し、関連する国連機関と協力して問題の性質と効果的な対処法の研究を行うことを招請する。

15. 我々は、経済詐欺及びID犯罪の脅威並びにこれらの犯罪と他の犯罪との結びつき、一部のケースにおいてはテロリストの活動とのつながりについて深刻な懸念を表明する。それゆえ、我々は、加盟国に対し、経済詐欺とID犯罪を防止し、訴追し、処罰する適切な法的措置を採るとともに、この分野の国連薬物犯罪事務所の活動への支援を継続することを招請する。さらに、加盟国は、技術的・法的援助と共に、関連情報や最良の慣行の交換を含むこの分野の国際協力の強化を慫慂される。

16. 我々は、国際的義務及び国内法に従った刑事上の問題に関する国際協力が、犯罪、特に国際的形態の犯罪を防止し、訴追し、処罰する各国の努力の基礎であることを認識し、あらゆるレベルにおいてそれらの活動の継続と強化を慫慂する。

17. 我々は、国連腐敗防止条約を批准又はこれに加入していない国がそれを検討することを求め、実施レビューのメカニズムの設立を歓迎し、その効果的実施に期待し、資産回復及び技術援助の政府間作業部会の活動を承認する。

18. 我々は、また、国際組織犯罪防止条約及び付属議定書を批准又はこれに加入していない国に対しそれを検討することを求め、2010年のハイレベル会合及び同条約の特別イベントの開催に係る2009年12月18日の国連総会決議64/179における総会の決定に謝意をもって留意する。我々は、また、条約実施レビューにおいて、締約国会合を支援するための、適

切かつ効果的なメカニズムにつき、そのオプションを再検討することを目的とする進行中のイニシアチブに留意する。

19. 我々は、テロ資金供与を含むテロ対策国際文書を批准又はこれに加入していない加盟国がそれを検討することを求める。また、我々は、すべての加盟国が、あらゆる形態のテロ及び、進化する特徴を含むテロ資金供与との闘いにおいて、国際協力を強化するためにそれらの国際文書や関連する国連決議を活用することを求める。

20. 我々は、国際的義務に従い、刑事上の問題に関する国際協力の要請に対応するために、適宜、十分強化されかつ装備された中央当局を設立または強化することを加盟国に求める。この観点において、地域的な法的協力ネットワークが支持されうる。

21. 刑事上の問題に関する国際協力に関してギャップが存在することを認識し、我々は、コミッションに対し、この問題を検討し、特定されたギャップに対応する手段の必要性を探ることを招請する。

22. 我々は、国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約に定められたマネー・ローンダリングの防止、訴追、処罰に関する規定の実施のための効果的措置を採る必要性を強調する。我々は、これら2条約の規定に基づいて、マネー・ローンダリングと闘うための戦略の策定を加盟国に慫慂する。

23. 我々は、違法な資本の流れと闘い、税問題における非協力的な法域・地域の有害な効果を抑制するための戦略又は政策の策定を検討することを加盟国に慫慂する。

24. 我々は、犯罪者と犯罪組織に対し犯罪収益の取得を許さない必要を認識する。我々は、すべての加盟国が、その国内法の範囲内で、犯罪収

益を押収し、凍結し、没収するための効果的なメカニズムを採用するとともに、効果的かつ迅速な資産回復を確保するための国際協力を強化するよう求める。我々は、また、差押え及び没収資産について価値減少のリスクがある場合、適切かつ可能な限り、換価処分を含む、当該資産の価値の保全をするよう各国に求める。

25. 我々は、開発途上国と移行経済国における刑事司法制度強化の必要性に留意し、国際組織犯罪防止条約と国連腐敗防止条約の締約国に対し、その国内法及びこれらの条約に従い、各条約の下で没収された犯罪収益の一定の割合を、国連薬物犯罪事務所を通じた技術支援のための資金に拠出することについての特別な考慮を含む、各条約の技術援助規定の完全な実施を要請する。

26. 我々は、少年犯罪を防止し、少年犯罪者の改善更生と社会復帰を支援し、児童の被害者と証人を保護し、再被害を防止し、受刑者の子どもニーズに対応する重要性を確信する。我々は、その対応には、可能であれば児童の権利条約とその選択議定書、また、適切な場合には、少年司法における国連基準・準則が求める、児童と少年の人権と最善の利益を考慮すべきであることを強調する。

27. 我々は、児童の自由剥奪は最終的手段としてのみ用いられ、最小限の期間であるべきとの原則を支持する。我々は、適切な場合には、拘禁に代わる措置、修復的司法及びその他の関連措置であって、少年犯罪者の刑事司法制度からのダイバージョンを促進するものの幅広い適用を勧告する。

28. 我々は、児童の被害者及び証人の保護のため及び、児童と少年を対象とするあらゆる形態の犯罪を罰するための法令、政策及び運用を必要に応じ発展、強化することを各国に求める。

29. 我々は、各国に対し、少年司法を行う関係者に、多機関連携のアプローチをもつ、特別仕立ての研修を提供するよう懇請する。

30. 我々は、コミッションに対し、国連薬物犯罪事務所がこれらの目的を達成する特別な技術支援プログラムを各国に向け策定、提供するよう要請することを検討するよう招請する。

31. 我々は、暴力や犯罪を悪化させるコンテンツであって、特に女性や児童に対する暴力行為を描写し称賛するものから、児童や少年を保護する努力を支援することをメディアを含む市民社会に求める。

32. 我々は、犯罪防止に関する国連ガイドライン及び現行の条約や他の関連する国際基準・準則における防止事項の完全履行に向けた努力を加速する必要性を確信する。

33. 我々は、犯罪防止政策の発展や採用及びそのモニタリングや評価が各国の責務であることを認識する。我々は、かかる努力が市民社会の人々などすべての関係者を含む参加型で協力的な統合的アプローチに基づくべきであると信じる。

34. 我々は、あらゆる形態及び表現による犯罪を防止し、それに対抗するため、官民連携を強化する重要性を認識する。我々は、情報、知識及び経験の相互の効果的共有及び共同かつ調整された活動を通じて、政府と企業が、台頭し変化する課題を含む犯罪を防止し、訴追し、処罰する措置を発展、改善及び実施することが可能であることを確信する。

35. 我々は、すべての加盟国に対し、とりわけ、特定の住民及び地域の被害及び（又は）加害のリスクを高くする要素を考慮に入れた、包括的、統合的、参加的な方法で国内的、地域的行動計画を持つ必要性、並びに当該計画が、最良の入手可能な根拠とグッド・プラクティスに基づくべき必要性を強調する。我々は、すべての加盟国において、犯罪防止が、社

会的・経済的發展を促進する戦略の不可欠な要素と考えられるべきであることを強調する。

36.我々は、国際組織犯罪防止条約を補充する人身取引議定書に従い、人身取引防止、加害者訴追、被害者保護のための法令、戦略及び政策を採択することの検討を加盟国に要請する。我々は、適用が可能な場合、市民社会や NGO と協力し、人身取引被害者の人権を十分尊重した被害者本位のアプローチを行い、国連薬物犯罪事務所によって開発されたツールをより活用することを加盟国に求める。

37. 我々は、国際組織犯罪防止条約を補充する密入国議定書に従い、移民を密入国させることの防止、訴追及び処罰のため並びに密入国した移民の権利保護の確保のための効果的措置の採用と実施を検討するよう加盟国に要請する。この観点から、我々は、とりわけ、市民社会や NGO と協力した意識啓発キャンペーンを行うことを加盟国に勧告する。

38. 我々は、移民、移民労働者とその家族に対する暴力を廃絶する決意を確認し、そのような暴力を効果的に防止し対処する措置を採用し、その地位にかかわらず、個人が政府から人道的かつ尊重された取扱いを受けることを確保することを加盟国に求める。我々は、また、人種差別、外国人嫌悪、その他類似する不寛容に基づく暴力のほか、移民に対する暴力に係る犯罪を防止し、訴追し、処罰するための国際的犯罪防止措置を迅速にとることを加盟国に招請する。我々は、この問題を更に包括的な方法で検討することをコミッションに招請する。

39. 我々は、情報通信技術の発展とインターネットの活用拡大が、犯罪者に新たな機会を創造し、犯罪の増加を容易にしていることに留意する。

40. 我々は、児童の脆弱性を認識し、また、民間部門に対し、インターネットを通じた性的な虐待及び搾取から児童を守る努力を促進し支援することを求める。

41. 我々は、国連薬物犯罪事務所が、要請に基づき、加盟国、関係する国際機関及び民間部門との協力の下、あらゆる形態のサイバー犯罪の防止、発見、捜査、訴追を含め、当該犯罪を扱うための国内法令の改善、国内当局の能力構築、コンピュータ・ネットワークのセキュリティ強化のための技術支援及び研修を各国に提供することを勧告する。

42. 我々は、コミッションに対し、サイバー犯罪に対する既存の、また、新たな、国内的及び国際的な法律的対応並びにその他の対応を強化するための選択肢を検討するとの観点から、国内法令、ベスト・プラクティス、技術支援及び国際協力に関する情報交換を含む、サイバー犯罪の問題点とそれに対する加盟国、国際社会及び民間部門の対応を包括的に研究するための、オープンエンド政府間専門家会合の開催を検討するよう招請する。

43. 我々は、法の支配を尊重する文化を確保するために、犯罪防止及び刑事司法に関する国連基準・準則のより広範な教育と意識を促進する措置をとるよう努力する。この点に関し、我々は、これらの取組のために、政府と協力する市民社会及びメディアの役割を認識する。我々は、国連薬物犯罪事務所に対し、かかる文化を促進及び発展させるための措置の実施について、他の国連機関と密接に協調しつつ、主要な役割を果たし続けるよう招請する。

44. 我々は、これら基準・準則の活用と適用に関し、矯正施設職員、法執行職員、検察官及び弁護士のみならず、裁判官をも含む、法の支配を担うことを任された人員の適切な訓練の促進を約束する。

45. 我々は、都市犯罪及び特定の人口及び場所に対するそれらの影響を懸念する。それゆえ、都市における暴力のいくつかの原因を取り扱う観点から、治安対策と社会政策のより強力な協調を勧告する。

46. 我々は、特定のグループが都市犯罪の状況下では特に脆弱であることを認識し、それゆえ、適切な場合には、人種差別及び外国人嫌悪主義と闘い、マイノリティや移民の排斥を減らし、コミュニティの統合を促進する社会の異文化プログラムの採用と実施を勧告する。

47. 我々は、世界の薬物問題において、国際組織犯罪と薬物取引の結びつきが増大しつつあることを確認する。すべての国が、これらの結びつきによってもたらされる課題に効果的に対抗するための二国間、地域間及び国際間の協力を強化する緊急の必要性を強調する。

48. 我々は、刑務所制度が刑事司法制度の重要な構成要素の一つであることを認識する。我々は、刑務所運営に関する国内法を発展又は向上させるための指針として、被拘禁者の処遇に関する国連基準・準則の活用に努める。

49. 我々は、コミッションに対し、ベスト・プラクティス、国内法及び既存の国際法並びに、近年における矯正学の最近の進歩やベスト・プラクティスを反映するために被拘禁者の処遇のための国連最低基準規則を改訂することに関する情報を交換し、可能な次の段階についてコミッションに勧告することを目的とするオープンエンド政府間専門家会合の開催を検討するよう招請する。

50. 我々は、女性受刑者の処遇と女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則案を歓迎する。勾留、拘禁又は非拘禁措置の下にある女性の処遇に関する補完規則の発展のための専門家会合の結論と勧告に留意しつつ、我々は、コミッションがこれを適切な行動を要する優先事項として考慮することを勧告する。

51. 我々は、社会奉仕、修復的司法及び電子監視を含む拘禁の代替手段を強化し、犯罪行動の矯正プログラム、受刑者に対する教育・職業訓練

プログラムを始めとする改善更生及び社会復帰プログラムを支援する必要性を強調する。

52. 我々は、加盟国が未決拘禁を減らすことに努め、適切な場合には、司法及び弁護メカニズムへのアクセス増加を促進することを勧告する。

53. 我々は、 kongress の成果の効果的かつ効率的なフォローアップを支援する。我々は、この問題を将来の kongress の準備として、コミッションの年次会合の議題の継続項目に含めることを歓迎する。

54. 我々は、2015 年に第 13 回 kongress を開催するとのカタール政府の申し出を謝意をもって歓迎する。

55. 我々は、第 12 回 kongress にあたり、温かく親切なもてなしとすばらしい施設を提供した、ブラジル国民及び同国政府への深い謝意を表明する。